

令和3年2月定例会 総務県民生活委員会（急施議案）の概要

日 時 令和3年2月26日（金） 開会 午後2時40分
閉会 午後3時26分

場所 第3委員会室

出席委員 藤井健志委員長

岡田静佳副委員長

山口京子委員、新井豪委員、齊藤邦明委員、梅澤佳一委員、本木茂委員、

江原久美子委員、町田皇介委員、木村勇夫委員、石渡豊委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 北島通次総務部長、澁澤陽平人財政策局長、表久仁和参事兼人事課長、
大久保修次学事課長

会議に付した事件並びに審査結果

議案

議案番号	件名	結果
第43号	審査請求に対する諮問について	答申 (注)
第52号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）のうち総務部関係	原案可決

(注) 答申の内容

「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである。」

【付託議案に対する質疑（第52号議案関係）】

山口委員

私立学校父母負担軽減補助に関して伺う。急施を要する案件として補正予算を上程したのは、どういう事情があったのか。

学事課長

この奨学のための給付金については、非課税世帯などの低所得者世帯の授業料以外の、例えば教科書代や学用品代、こういった教育費の負担軽減を目的とした給付である。対象となる世帯が低所得世帯であり、コロナ禍における経済的影響で支援の必要性や緊急性が高いと考えている。そのため、一刻でも早く、給付する必要がある、速やかに給付手続を進める必要があると考えているところである。また、高校3年生については、間もなく卒業の時期ということもあるので、間に合うように給付をしたいということで考えて、急施案件として提案した。

前原委員

- 1 国庫補助100パーセントの補助金であるので、県外の私学に通う生徒の家庭も該当するのか確認したい。
- 2 年度末の忙しい中で、必要な人たちに届くための周知についてはどうしているのか。

学事課長

- 1 全国一律の制度であるので、居住地が埼玉県であれば支給される。
- 2 対象者については、7月1日時点で学校に照会しており把握している。その後の移動についても把握し支給していきたい。

【付託議案に対する質疑（第43号議案関係）】

山口委員

- 1 審査請求人が普通に退職した場合に支給される退職手当の金額は幾らか。
- 2 処分庁である埼玉県教育委員会が支給制限の処分を検討するに当たり、県としての統一的な判断基準はあるのか。
- 3 同様の事例で他県での状況はどのようになっているのか。
- 4 審査請求人が欠勤や非違行為に及んだ理由は何か。
- 5 13日間の授業の不実施、64日間の欠勤、授業を実施すること以外一部を除いて業務は行っていたとのことであるがどのような業務か。
- 6 埼玉県教育委員会の処分庁としての主張にある、教育公務員として遵守すべき法令とは何か。
- 7 非違行為により、生徒や保護者、同僚など、現場ではどのような被害や悪影響があったのか。
- 8 審査請求の結果に不満があった場合、その後どのような手続きがあるのか。

参事兼人事課長

- 1 退職手当の額は、1,862万7,474円である。

- 2 職員の退職手当に関する条例に勘案すべき事項が定められている。その上で、運用通知において、懲戒免職の職員に対する退職手当については、全額支給しないことが原則であるとしている。また、一部支給する場合として、三つの場合に限定している。一つ目は、停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職処分とした場合、二つ目は、処分の理由となった行為が職場規律を乱すのみで特に参酌すべき情状がある場合、三つ目は、非違行為が重過失でない過失で、特に参酌すべき情状のある場合である。その三つに該当する場合は、一部支給することも検討できるとされている。今回の事案を当てはめると、一つ目に関しては、長期間の欠勤であり、懲戒処分の基準では、21日以上欠勤した場合は懲戒免職となっており、特に厳しいものではない。二つ目に関しては、職場規律以外にも悪影響を及ぼしている。三つ目に関しては、非違行為は故意によるものであるため、三点とも該当しないと考えている。
- 3 他県の状況については、把握している限りでは、欠勤を理由とした懲戒免職処分は23件あり、全て退職手当は支給していない。
- 4 理由についてであるが、審査請求人の主張では、使用する日本史の教科書選定に際し、自分の推薦する教科書と異なるものを校長が選んだことを、不当な職務命令であるとしており、自身の不満について主張する機会を設けさせるために欠勤したとのことである。
- 5 一部行っていた業務は、部活動の大会役員業務や担当生徒や保護者との面談、登校指導などである。
- 6 遵守すべき法令であるが、地方公務員法第32条の上司の職務上の命令に従わなければならないこと、第33条の信用失墜行為、第35条の職務専念義務の三つに違反しているとしている。
- 7 実際の影響については、生徒たちが本来受けられる授業が受けられなかったということがまず挙げられる。そのほかには、この先生が授業をしなかったことから、ほかの先生が生徒の自習課題の作成や自習の監督を行った。新たに非常勤の先生を雇って対応したなどがある。そのための費用が27万6,452円ほどかかっており、そうした費用も生じさせている。
- 8 議会の答申を踏まえて裁決を行うが、裁決に不満がある場合は、処分や裁決について取消しの訴えを裁判所に提起をすることができる。裁決を知った日から6か月以内に訴えることができる。

新井委員

関連で伺いたい。きっかけが教科書選定に関わることであるとのことだが、特定の教科書を排除することは許さないとしながら、指定された教科書では授業を行うことができないと排除したり、不満があるにもかかわらず、教科書選定に関わる不当な職務命令には応じられないとするなど一貫性も正当性もないと考える。そもそも長期無断欠勤に正当性はないと考えるが、それまでして本人がこだわった教科書の出版社はどこなのか。

参事兼人事課長

審査請求人が選定を望んだ教科書は、「実教出版高校日本史A」と聞いている。国旗掲揚や国歌斉唱を強制とする記述があるものである。

本木委員

資料を見ると、元教員からの人事委員会に対する審査請求が、平成30年6月18日で、人事委員会による懲戒免職に係る裁決を令和2年3月23日に行っている。この間、1年

9か月ほどあるが、人事委員会ではどのような手続をしていたのか。また、これだけの期間をかけているのに対し、議会への諮問に対しては速やかに答申しなければならないということであるが、これはどういうことか。

参事兼人事課長

先に答申までの期間について答弁する。これは、地方自治法の規定により、議会は諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならないとされている。また、長期間要した理由については、懲戒処分の有効性を判断するに当たり、職務命令が到達したかどうか、欠勤が事実かどうかなど事実認定を丁寧に行ったためと認識している。

石渡委員

文書により職務命令をしたという記述が資料には4か所ある。審査請求人は文書による職務命令は確認していないという主張をしている。相手側にしっかりと到達するため、内容証明郵便等を利用したと考えるが、実際はどうであったのか。

参事兼人事課長

欠勤をしていたので、居住地に文書を郵送したと聞いている。実際の住所と通勤申請上の居所の2か所があったとのことだが、双方に届くようにし、書留等で郵送している。本人が受取拒否したものもあり、有効性が人事委員会で争われたが、職務命令は到達していると判断されている。

石渡委員

内容証明郵便により送付することで、しっかりと到達したことを示す必要があると考えるがどうか。

参事兼人事課長

指摘については、教育委員会に伝えたい。

【付託議案に対する意見の聴取（第43号議案関係）】

梅澤委員

第43号議案「審査請求に関する諮問について」意見を述べさせていただく。本件事案では、審査請求人は、正当な理由なく欠勤等を繰り返し、学校運営上、大きな支障を生じさせている。審査請求人の行為は、公務員に対する県民の信頼を大きく損なうものであり、退職手当を支給することは適切でない。

よって、本委員会の意見について、「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである。」と決定すべきである。